

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成27年9月14日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第70号 市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第72号 動産の取得について
- 日程第9 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について
- 日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第66号から議案第75号までの議案10件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月4日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に宮本要代委員、副委員長に福山晴美委員が選出されました。

次に、本日の会議に議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について～

#### 日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

○井神議長 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件から日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件までの議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案10件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正のほか議案3件でありました。

当委員会は、9月7日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上2議案については、討論はなく、全会一致で、議案第68号所管部分及び議案第73号は可決しました。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で議案第66号及び議案第67号は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてでは、マイナンバー法と個人情報保護の違いについて。行政が注意しなくてはならない点及び今後の取り扱いについて、どのように考えているのか。これまで個人情報保護審査会の開催があったのか。また、その内容はについて。

議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、個人番号カードの再交付手数料は800円で、電子証明書は窓口で1,000円支払うことになるが、その仕組みについて。また、その際、800円と200円の領収書の取り扱いはどのようにするのか。カードを再発行した場合、今までと同じ番号になるのかについて。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、マイナンバー制度に関する住民への広報について。また、写真添付等、申請方法について。個人番号通知に当たり、窓口対応、電話対応等の受け入れ体制について、問題は生じてこないか。10月から全国で一斉に番号通知カードが送付されるが、直前に住所の異動がされた場合の取り扱いは。また、後でとりに来られない等、一定期間が過ぎた場合の対応はどのようにするのかについて。

議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、質疑はありませんでした。

以上が総務文教常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、第68号 平成27年

度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分ほか3件でありました。

当委員会は、9月8日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について、  
議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、  
議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、  
議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について、  
以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、那賀衛生環境整備組合返還金の主な要因と市の見解はについて。シルバー人材センター補助金147万円の必要性と、どのような事業を行っているのかについて。臨時福祉給付金返還金が生じた理由について。また、支給対象者は何名で、資格ある方全員が受け取られたのか。

議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、返還金5,026万2,000円は1年分だけなのか。国、県、支払基金への返還金の内訳はどうなっているか。

議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、白水園民間移移の概略について。第1条、適正な地価に分担割合で価格を支払うとあるが、額の見通しは。第2条、一部の建物を残す理由は。また、紀の川市から跡地の活用方法を聞いているのかについて。

議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議については、第5条、備品について、帰属後どのような形で両市に配分するのか。第7条、職員について、配属先等どのように考えているのかについて。この文面の承継について、紀の川市は今後もかかわるが、岩出市はかかわらないという解釈でいいのかについて。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑です。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員議員、演壇でお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分ほか議案3件でありました。

当委員会は、9月9日水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第70号 市道路線の廃止について、議案第71号 市道路線の認定について、議案第72号 動産の取得について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号の所管部分、議案第70号及び議案第72号は可決、議案第71号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、負担金、補助及び交付金の246万9,000円、多面的機能支払交付金事業負担金について、どういう事業が該当するか。また、申請は何件想定しているのか。工事請負費に2,430万円計上されているが、具体的にどういうところに支出するのか。岩出市住宅耐震改修事業費補助金について、申し込み件数と改修した件数は。また、どういうものが改修の案件となるのかについて。

議案第70号 市道路線の廃止については、新しい名称に変える手続をされるのはいつか。また、廃止の処理はどのような手続をするのかについて。

議案第71号 市道路線の認定については、道路沿いにある消火栓ボックスについて、不都合が生じると思うので適当な場所に移動する等、検討する必要性があるのではないか。山崎4・5・6号線の端にある里道の管理は地元になるのか、市が管理するのかについて。

議案第72号 動産の取得については、動産の貸し出しは可能か。また、貸し出しの際の手続は決めているのか。備品購入に当たり、どこに配置をするのか想定されているのか。また、ねごろ歴史資料館の全体的な完成図はあるのかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされました主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第70号 市道路線の廃止の件、議案第71号 市道路線の認定の件、議案第72号 動産の取得の件、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件、議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件、以上、議案7件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案7件に対する討論を終結いたします。

議案第69号から議案第75号までの議案7件を一括して採決いたします。

この議案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、議案第70号及び議案第72号から議案第75号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、市來利恵議員。

○市來議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改定は、マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報等にかかわる規定を加えるものです。マイナンバーは、国民一人一人に12桁の番号をつけ、社会保障、税などの情報を国が管理し、行政手続などで活用するものとされております。10月には番号が割り振られ、来年1月から運用開始となり、岩出市でも各証明書の交付から社会保障の手続など、広範にわたってマイナンバーを利用管理することになります。今、マイナンバー制度そのものに、多くの国民や事業所から不安や疑問が寄せられています。

反対の第1は、この改正を行っても個人情報の流出、成り済まし犯罪などの懸念が払拭されないからです。マイナンバー制度により、多岐にわたる個人情報が集積

され、情報漏えいのリスクが高まります。全ての人が自己情報を適切に保護、管理できる保障はありません。

また、民間事業者も従業員等のマイナンバーを扱うこととなりますが、法人企業の約9割、366万社が中小企業です。これら事業所全てが番号を適正に管理することができるのでしょうか。情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能です。日本年金機構が不正アクセスを受け、125万人もの個人情報を出したことが、それを証明しています。集積された個人情報が悪意を持って盗まれ、売買され、不正利用されれば取り返しがつきません。

第2は、マイナンバー導入の狙いが、税の徴収強化や社会保障給付の削減にあることです。国民への管理・監視を強め、所得や資産を掌握することで、税金の徴収強化や社会保険料の負担増をするとともに、社会保障削減の手段にしようとしているのです。預金口座への利用拡大や麻生財務相が社会保障制度を維持するため、負担能力に応じた負担が必要と述べていることから、これは明らかです。

第3は、この制度の問題点の1つに、国、自治体、全ての事業所に重い負担と労力、膨大な資金がかかるということで、特に、中小企業から悲鳴が上がっています。民間事業者もマイナンバーを管理、運用する義務を無償で負うことです。マイナンバーに対応する費用は、事業所の規模によって40万から約100万円かかると推計されています。中小業者も厳しい経営の中で大変な負担をこうむることになります。マイナンバーのためにお金も人もかけられるのは、一部の大企業だけです。マイナンバーは、たくさん問題点があります。問題がありながら、国民にメリットはほとんどありません。年金や福祉の申請で書類をそろえる手間が省けるとの宣伝もありますが、多くの人にとっては、年に1度あるかないかの手続です。

一方で、ネットワーク構築には、初期費用3,000億円、維持費に年300億円かかるとされており、これらは全て国民負担です。内容を知っている国民は、政府の行った調査でも28%しかおらず、7割の国民がよく理解しないまま、情報流出リスクを高め、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねないこの制度を導入すべきではありません。

マイナンバー制度は、行政や国、地方自治体には多大な負担を求めながら、国民や中小企業にはほとんど恩恵がない制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料など徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度として、日本共産党は反対を表明している立場から、この議案については反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、岩出市が保有することとなる個人番号が付された個人情報について、従来の個人情報よりも厳格な取り扱いを行うことが必要となることから、個人情報保護条例の一部改正を行うものであります。

よって、私は本議案に賛成といたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、私は反対の討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対処する岩出市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場から討論をします。

まず、マイナンバー法は、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に、原則、生涯変えられない12桁の番号をつけ、また、企業や官公庁にも13桁の法人番号が割り当てられるものです。市の説明では、マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に12桁の番号、個人番号を付番して、社会保障・税・災害対策の分野で活用することで、行政の効率性や透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度ですと言っております。

しかし、これは国の言い分をうのみにしたもので、本来の目的を覆い隠すものでしかありません。マイナンバー制度とは、国民の基本的人権であるプライバシー権を根底から覆し、国民を徹底して管理するなど、百害あって一利なしと言っていいほどのものであり、到底賛成はできません。

以下、反対の理由を述べ、皆さんの賛同をいただきたいと思えます。

まず第1点は、国による個人情報が一元管理され、監視・監督されることで、個人情報が、将来にわたって限りなく収集される方向にあるわけであり、その分、国民のプライバシーを侵害することになると言わなければなりません。国家が収集する個人情報は、氏名、住所、年齢、顔写真、家族構成といった基本的なものに加え、給料や保有する不動産やその評価額、かかった医療費や医療機関の金額、年金の保険料や年金額、介護保険の保険料やサービスの利用、生活保護に関する記録、心神喪失の状態や重大な他害行為を行った人の診断や治療、受けた予防接種の時期

や種類、児童手当の支給、日本学生支援機構からの奨学金など、その本人に関するほとんど全てとも言える情報が記録され、マイナンバーの番号だけで、その本人に関するほぼ全ての情報がわかることとなります。

また、情報の活用、蓄積は、来年、2016年は国家公務員の身分証、2017年はクレジットカード、キャッシュカード、診察券のワンカード化、運転免許証、教員免許、学歴証明との一体的なものも拡大する方向です。

現在は強制ではありませんが、カードを持たなければ生活が成り立たなくなり、実質、強制化をたどるのは誰の目にも明らかです。

これは国家による国民へのストーカー行為といってもおかしくありません。本人よりも国家がその人を情報を多く持っている社会は、極めて異様だと言わなければなりません。

2つ目に、マイナンバーで、実質的に国民が総背番号化されれば、人を番号や数字として扱い、仕事、収入、資産等によって、人間を価値として見る風潮が生まれかねません。総背番号化は、人間の奴隷化です。国民が自己情報を自分でコントロールする権限を失い、国から一元管理されることで、人権や尊厳、個人のプライバシーが奪われてしまうというものであります。

3点目は、セキュリティーの脆弱さです。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報流出した事件は、セキュリティーの脆弱さ、ずさんな管理の実態を浮き彫りにしました。番号を行政機関だけでなく、民間企業なども扱うため、情報漏えいの危険性はより高くなります。ベネッセは4,800万人の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けたのは、推定で4,000万人分に上ることを明らかにしました。

内閣府が先月の29日に発表したインターネットの安全・安心に関する世論調査によれば、日本の企業や政府機関などがサイバー攻撃を受けることの不安があるとの回答は、85.7%に上っていますが、このような官民を問わない情報流出が日常茶飯事であることから、当然の数字だと私は考えております。

4点目は、政府に対する不信感です。アメリカの国家安全保障局（NSA）は、メルケルドイツ首相や主要諸国の指導者35人の携帯電話やメール、個人PCのブラウザの履歴などを盗聴、盗み見していたことが国際報道され、欧米、関係国に揺らぎが生じました。NSAは、日本でも、2006年から2007年に、VIP回線、例えば、内閣府、日銀、経済産業省、三菱商事、三井物産など35回線を盗聴していたことが発覚しました。政府は、このような事態が明らかになっても、強く抗議することは

ありませんでした。

マイナンバー制度によって、全国民の個人情報が蓄積されますが、この情報が他国機関に筒抜けになるかもしれないと心配するのは全くの杞憂なのでしょうか。今の内閣は全く信用できません。

5点目に、共通番号が、世界では問題が多過ぎるとして、採用されていない過去の遺物であるということでもあります。マイナンバー制度と同様に、制度を実施しているのは、韓国やスウェーデンなど、ほんの一部でしかありません。その韓国では、広く民間分野で同じ個人番号が使用され、携帯電話も番号確認で販売されたため、個人番号にひもづいた個人情報が大量に流出する事態になりました。スウェーデンは、高福祉、高負担を担保するため、住民登録情報ばかりか、所得、資産情報も公開されており、日本がそれに倣うことは想定することもできません。

日本と同じ番号制度ではありませんが、民間で広く個人番号が使用されたアメリカでは、7%の世帯で成り済ましなどの被害に遭い、国防総省では独自番号に切りかえ、高齢者医療制度でも個人番号使用をとめる大議論が起きております。G7諸国でマイナンバー同様の官民共通番号制度の国はなく、ドイツやイタリアでは、納税分野に限定した番号制度を導入していることから明らかなように、いわゆる先進国の番号制度ではない選択を日本はしようとしているのであります。

さらに、重大な問題が起きております。2017年4月から消費税10%に引き上げようとしている食料品の軽減税率2%について、マイナンバーカードを持参しないと安くしない、還付しないとやっているのです。正しく悪法に悪乗りして、国民から税金をむしり取るものであります。

悪法も法だからと言われたソクラテスが、無実の罪で裁判にかけられ、ソクラテスは最後まで自分は無罪だと主張してきましたが、最後は死を受け入れました。しかし、ソクラテスは悪法も法だからと受け入れて死んだわけではありません。ソクラテスの弟子であるプラトンが、ソクラテスの弁明で言うように、ソクラテスは自分の流儀、哲学に殉じて死んだわけで、この点、ソクラテスの名誉のために言っておきたいと思うのであります。悪法は、あくまでも悪法であり、これを認めては正義の実現はありません。

よって、マイナンバー法に関する今回の議案について、私は反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正についても、マイナンバー制度導入に伴ってかかわる問題として、議案が上がってきております。主な内容につきましては、先ほど66号で述べたとおりでございます。マイナンバー制度は、業者や国、地方自治体には多大な負担を求めながら、国民や中小企業にはほとんど恩恵がない制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度として、この制度自身に問題があると、日本共産党は反対を表明している立場から、この関連する議案についても反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、西野 豊議員。

○西野議員 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

通知カード及び個人カードについては、初回は国からの補助もあり、無料にて交付されますが、それぞれのカードを再発行する際の手数料については、原紙やICカードの購入原価等を考慮するなど、総務省の取り扱いに関する通知があったことから、手数料徴収条例を一部改正するものであります。

以上のことから、私は、議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第67号に対する討論を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、私は反対討論を行います。

さきの議案第66号において反対しましたが、これらの実施に当たり、歳入では通知カード及び個人番号カード再交付手数料、個人番号カード交付事務費補助金、歳出では、超過勤務手当、備品購入費等が計上されております。マイナンバーに係る膨大な経費とIT利権の存在であります。制度導入には約3,000億円が必要と言われ、ランニングコストは年間300億円から400億円と、多額の税金が投入されようとしております。しかも、サイバー攻撃などから完全に防御しようと思えば、その費用は数兆円に上ると言われております。

また、国は地方自治体に実施に係る補助金を十分出さず、多額の持ち出しを押しつけております。これは住基ネットと同様であり、納得できるものではありません。

さらに、自治体の財政面だけでも、本市職員を含め自治体職員に、導入や運用など過大な負担を強いていることも指摘しておきたいと思っております。

先日の読売新聞に、マイナンバー1兆円商戦として、情報関連会社の期待が広がるとありました。これまた、政官財のIT利権が背景にあるのは明らかです。しかも、住基ネットでも、地方公共団体の情報処理を行っている財団法人地方自治情報センターが、マイナンバー制度の導入をきっかけに、機構やJ-LIS(ジェイリス)と呼ばれる地方公共団体情報システム機構に変わります。これは旧自治省出身者の天下り機関です。マイナンバーはIT利権村が国民を食い物にする制度でもあります。

また、公明党との約束だった軽減税率導入を面倒くさいの一言で片づけ、政党間の約束をほごにして、マイナンバーカードを提示すれば還元すると、上限1人4,000人から5,000円までとの案が浮上をしております。その上、マイナンバーカードで買い物をしたデータを保存するため、軽減ポイントを蓄積センター(仮称)なる天下りシステムまでつくろうとしているのであります。これらのシステムには

3,000億円投入するというものであります。国民の血税を何とと思っているのか、怒り心頭であります。

よって、私はこの補正予算に対して反対をいたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、本議案に対し賛成の立場で討論をいたします。

一般会計補正予算（第2号）について、歳入においては、事業の補助採択などに伴う国、県支出金のほか、一部事務組合の前年度負担金精算による返還金などの補正を行うもので、また、歳出では、市税、過年度還付金のほか、国、県による事業の補助採択に伴う事業費、前年度事業の精算による返還金など、やむを得ないものみの計上となっており、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第68号に対する討論を終結いたします。

議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○井神議長 日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号、議会運営委員長、吉本勸曜議員、演壇のほうでお願いします。

○吉本議員 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月14日

（提出者）議会運営委員会 委員長 吉本勸曜

本文の朗読につきましては省略させていただき、趣旨説明をさせていただきます。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則の一部が改正され、女性議員が出産を理由に欠席できる規定が明記されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○井神議長 ご苦勞さまでした。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議員派遣について

○井神議長 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、

その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は9月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月16日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会

(10時10分)